

合併協議結果

伊那市・高遠町・長谷村合併協議会

1 合併の方式

伊那市、高遠町及び長谷村を廃し、その地域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成18年3月31日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、「伊那市」とする。

4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、伊那市大字伊那部3050番地とする。

5 地域内分権

地方自治法第202条の4の規定による「地域自治区」を現在の伊那市の旧町村単位(7区域)の区域ごとに設置する。

市町村の合併の特例に関する法律第5条の5の規定による「地域自治区」を別紙1のとおり設置する。

行政組織は、総合支所方式とし、現在の伊那市の支所は現行のとおりとする。

ただし、組織・人員配置・事務分掌等については、地域の実情に配慮する。

6 新市建設計画

新市建設計画は、別冊「新市まちづくり計画」のとおりとする。

7 議会の議員の定数及び任期の取扱い

新市の議会議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律の規定による議会の議員の定数及び在任に関する特例を適用せず、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき、定数を26人とする。

公職選挙法第15条及び公職選挙法施行令第9条の規定に基づき、新市の設置選挙に限り、現在の市町村を単位に選挙区を設けるものとする。選挙区の定数は、現在の伊那市区域18人、現在の高遠町区域5人、現在の長谷村区域3人とする。

2期目以降の議員定数については、削減の方向で検討する。

8 財産の取扱い

3市町村の所有する財産及び債務は、新市に引き継ぐものとする。

現在の3市町村がそれぞれ所有する山林、原野から生ずる収益については、当該地域の振興のために充てるものとする。

9 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

新市に1つの農業委員会を置く。

農業委員会の選挙による委員の定数は、40人とする。

ただし、農業委員会等に関する法律第7条の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

新市においては、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項に規定する選挙区を設ける。

選挙区は7選挙区とし、現在の伊那市を6選挙区に分け、現在の高遠町、現在の長谷村を併せて1選挙区とする。選挙区の定数は、現在の伊那市区域6選挙区で24人、現在の高遠町、現在の長谷村の区域で16人とする。なお、現在の伊那市6選挙区ごとの定数は、現行のとおりとする。

選任による委員は、農業委員会等に関する法律第12条に規定する者を委員として選任する。

新市においては、農業委員会等に関する法律第19条に規定する農地部会及び農地部会以外の部会を設置する。

農業委員協力員制度等については、新市の農業の動向等を踏まえ、新市の農業委員会で検討する。

10 地方税の取扱い

(1) 個人市民税

現行のとおりとする。地方税法のとおりとし、標準税率を適用する。

(2) 法人市民税

現行のとおりとする。地方税法のとおりとし、標準税率を適用する。

(3) 固定資産税

現行のとおりとする。地方税法のとおりとし、標準税率を適用する。

(4) 都市計画税

当面暫定的に現行のとおりとし、新市発足後、都市計画の見直しに合わせて調整する。

(5) 特別土地保有税

現行のとおりとする。地方税法のとおりとし、標準税率を適用する。

(6) 軽自動車税

現行のとおりとする。地方税法のとおりとし、標準税率を適用する。

ナンバーの再交付は有料とする。納期については、伊那市の例により統一する。

(7) たばこ税

現行のとおりとする。地方税法のとおりとし、標準税率を適用する。

(8) 鉱産税

現行のとおりとする。地方税法のとおりとし、標準税率を適用する。

(9) 入湯税

地方税法のとおりとし、標準税率を適用する。

・税率

宿泊入湯客 1人1日につき150円

その他の入浴客 1人1日につき150円(日帰り入浴客)

1 1 一般職の職員の身分の取扱い

一般職の職員は、全て新市の職員として引き継ぐ。

職員の数は、新市において定員適正化計画を策定し、適正な配置に努める。

職の設置及び職名は、合併時に統一する。

職員の給与等は、合併後段階的に調整し、統一する。

1 2 特別職の身分の取扱い

(1) 任期及び人数

市長、公平委員、教育長、教育委員及び選挙管理委員の任期は、法令の定めるところによる。

助役1名、収入役1名、地域自治区長2名、監査委員3名、固定資産評価審査委員3名を置き、任期は、法令の定めるところによる。

その他の特別職の人数及び任期は、合併までに調整する。

(2) 報酬等

特別職の報酬の額及び支給方法等については、合併協議会に特別職報酬審議会を設置し、現行の報酬額及び同規模の自治体の例を参考に、合併までに調整する。

1 3 条例規則等の取扱い

条例規則等の制定にあたっては、協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、以下の区分により整備し、新市における事務事業に支障がないようにするものとする。

(1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行する必要があるもの。

(2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。

(3) 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの。

1 4 事務組織及び機構の取扱い

本庁、総合支所、支所の事務組織及び機構は、合併までに調整する。

総合支所は、当面、これまで町村役場が地域住民に提供してきたサービスを維持し、地域振興を図ることができる組織及び職員体制を整えるものとする。

1 5 一部事務組合等の取扱い

- (1) 上伊那広域連合、伊那消防組合、伊那中央行政組合、長野県市町村自治振興組合については、合併後も引き続き、新市が組織団体となる。
- (2) 長野県上伊那広域水道用水企業団については、合併の日から、新市が組織団体となる。
- (3) 伊北環境行政組合、上伊那郡町村公平委員会組合、長野県町村総合事務組合、南信地域町村交通災害共済事務組合については、高遠町、長谷村は、合併の日の前日に脱退する。
- (4) 長野県県民交通災害共済組合については、合併の日から、新市が組織団体となる。
- (5) 上伊那圏域水道水質管理協議会については、各市町村は、合併の日の前日に脱退し、合併の日に新市が加入する。

1 6 公共的団体等の取扱い

(1) 土地開発公社

高遠町土地開発公社及び長谷村土地開発公社は、所有する財産、債務を伊那市土地開発公社に継承し、合併の日の前日までに解散する。

伊那市土地開発公社の定款を変更し、新市の土地開発公社とする。

(2) 第三セクター

伊那市総合開発株式会社、財団法人伊那市振興公社、財団法人高遠町振興公社、社団法人長谷村開発公社、財団法人南アルプス生涯学習振興協会に関する出資その他の権利・義務は、新市に引き継ぐ。

(3) 社会福祉協議会

伊那市社会福祉協議会、高遠町社会福祉協議会、長谷村社会福祉協議会は、新市発足後に合併をする。

(4) その他の公共的団体

目的が共通する公共的団体については、設立の経過や実績に配慮しながら、合併後に統合に向けて努力する。

地域固有の課題により設立された団体については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

1 7 町名、字名の取扱い

町名、字名については、「大字」の表示はしないこととし、次の例による。

1) 伊那地区

伊那市伊那 番地 等

(伊那地区の住居表示については、わかりやすい表示を検討する。)

2) 高遠地区

伊那市高遠町西高遠 番地 等

3) 長谷地区

伊那市長谷溝口 番地 等

1 8 慣行の取扱い

憲章は、新市において新たに制定する。

き章は、合併までに新たに制定する。

木・花・鳥等は、新市において新たに選定する。

歌は、新市において新たに制定する。

1 9 消防団の取扱い

消防団については、合併までに統合する。

分団の組織、活動範囲等運用については、地域の状況を考慮しながら合併までに調整する。

定数については、新市において調整する。

2 0 財産区の取扱い

財産区有財産は、財産区有財産として新市に引き継ぐ。

2 1 行政区の取扱い

自治会の名称と区域は、現行のとおりとする。

自治会への未加入世帯の対応及び会計年度については、新市において検討する。

2 2 過疎対策事業の取扱い

過疎対策事業については、現在の高遠町及び現在の長谷村の振興を図るため、高遠町及び長谷村の計画を引き継いだ過疎地域自立促進計画を立て、新市において実施する。

平成22年度以降の地域振興対策については、国の制度、地域の実情をみながら新市において実施する。

2 3 その他必要な事項

住民の交通福祉対策事業の取扱い

別紙2のとおりとする。

2 4 各種事務事業の取扱い

2 4 - 1 総務関係

友好都市

現在の市町村の主体性を尊重し、新市においても継続して実施する。

常備消防

常備消防は、伊那消防署・高遠消防署の2署とし、長谷分遣所は高遠消防署に統合する。

人員については、現在の3市町村の定数の範囲で対応する。

消防施設整備

新市において下記のとおり統一を図る。

- ・消防ポンプ自動車（ポンプA - 2級）
地元負担なし
- ・小型動力ポンプ積載車（最大積載量500～2,000kg）
地元負担なし
- ・小型動力ポンプ（B3級：台車付き・積載車搭載用）
地元負担なし
- ・詰所及び器具置き場（新築・改修）
地元負担なし（土地及びその借料等は地元対応）
- ・詰所及び器具置き場（修繕）
地元負担なし（3万円未満は地元負担）
- ・防火水槽（40t）
地元負担なし（土地及びその借料等は地元対応）
- ・防火水利（新設・修繕）
地元負担30%
- ・警鐘楼（新設）
原則として新規は作らない
- ・警鐘楼（ホース掛）
地元負担なし（取り壊しも含む）
- ・消防用サイレン
地元負担50%
- ・消火栓（新設・修繕）
地元負担なし
- ・消火栓（移転）
その都度協議
- ・消火栓器具（新規）
地元負担なし
- ・消火栓器具（2回目以降）
地元負担30%

安全対策（防犯灯）

地区で設置主体となり設置費用の2/3の額を補助する。

補助金の限度額は以下のとおりとする。

照明器具のみ設置 24,000円

専用柱と照明器具設置 53,000円

電気料金等の維持管理費は原則として地元負担とする。

ただし、通学路等の特別な箇所においては市が負担する。

修繕の場合は市と協議する。

2.4 - 2 企画関係

男女共同参画推進

伊那市が検討している男女共同参画に関する条例の趣旨を尊重し、男女共同参画の推進を図る。

男女共同参画計画は、合併後速やかに策定する。

地域組織の振興に対する助成

地域組織の振興に対する助成については、対象事業を次の2つに区分して実施する。

- ・伝統芸能の保存、文化活動等、特定の事業については、伊那市の例による。
- ・高遠町、長谷村で実施している各種団体への活動費等の助成については、全市民的な助成制度等を勘案し、地域の振興が図れるように合併までに検討する。

2 4 - 3 住民生活環境関係

時間外住民票等発行サービス業務

時間外窓口発行業務については、自動交付機によるものに順次切り替えていくものとする。

自動交付機が設置されるまでは、現行のとおりとする。

国民健康保険税

国民健康保険税は、被保険者負担の急激な変化を避けるため現在の市町村単位で不均一課税とする。健全で円滑な運営を確保するため、適正な負担額となるよう最長5年間で段階的に統一に向けた調整を行う。

応益割合が50パーセント程度となるように調整し、軽減割合は、7割、5割、2割とする。

賦課方式、課税限度額、賦課期日及び納期については、現行のとおりとする。

納付書の送付は、6月と11月とする。

可燃・不燃ごみの収集、運搬、処理体制

現行のとおり新市に引き継ぐ。

- ・収集体制は、合併後速やかに委託体制に統一する。
- ・収集回数は、合併後速やかに調整する。

粗大ごみの収集、運搬、処理体制

伊那市は現行のとおりとする。

高遠町、長谷村については、収集回数を年4回とし、収集体制は当面現行のとおりとし、合併後統一できるよう調整する。

衛生自治組織

合併後統一的な組織に調整する。

一般廃棄物処理業務

現行のとおり新市に引き継ぐ。(広域で統一された料金とする。)

2 4 - 4 社会福祉関係

障害者共同作業所

現行のとおり新市に引き継ぐ。

保育所運営

保育所については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、園児数の動向を踏まえ、現在ある市町村の統廃合計画を進めるとともに、効率的な運営を実施する。

- ・保育士の配置基準については、当面、国の基準を基本とする。
- ・障害児保育士の配置基準については、国・県の基準のとおりとする。
- ・給食技師の配置基準については、国の基準を基本とする。
- ・園児の送迎バスについては、当分の間は現行のとおり実施する。

- ・保育時間

平日	早朝	午前7時30分から午前8時30分
	通常	午前8時30分から午後4時30分
	延長	午後4時30分から午後7時00分
土曜日	早朝	午前7時30分から午前8時30分
	通常	午前8時30分から午後0時30分
	延長	午後0時30分から午後7時00分

早朝保育、延長保育は、地域の実情や入所希望者の状況を考慮した上で、合併までに実施保育所を調整する。

- ・乳幼児保育は、当分の間は現在行っている保育所で実施するが、合併後調整する。
- ・保育料は、伊那市の階層区分を基準とし、金額は国の80%を目安とし、高遠町及び長谷村の保育所の保育料については最長5年間で段階的に統一していく。

子育て支援センター

伊那市の例により実施する。

乳幼児医療費助成

乳幼児医療費助成は県の補助制度に沿って実施し、市単独事業は県補助制度を受けない就学前児童の入院、通院（所得制限あり）を対象に実施する。

重度心身障害者医療費助成

身体障害者手帳3級以上、療育手帳B1以上、国民年金施行令別表程度の県補助対象外の者について単独分として事業を実施する。

身体障害者手帳をもてない特定疾患患者の食事分を除いた自己負担分についても対象とする。

24 - 5 高齢者保健関係

高齢者介護慰労金支給事業

- ・支給対象者

要介護1～5の要介護者を在宅で介護する介護者。基準日は各月の1日とする。

市内に住民登録のある者とする。

その他の居住要件や市民税非課税要件はもたない。

- ・支給額（月額）

要介護1	3,000円	要介護2	5,000円
要介護3	8,000円	要介護4	11,000円
要介護5	15,000円		

- ・支給回数は年4回とする。

高齢者クラブ活動助成事業

新市においては、各連合会を統一する。

組織方法については、連合会において検討する。

補助金は継続し、今後クラブの活性化が図られるよう支援策を検討する。

介護保険事業

介護保険料は、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度分からは第3期介護保険事業計画により算定した保険料に統一する。

地域医療体制（診療所等）

診療所は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

2.4 - 6 農林関係

地域営農システム構築事業

地域営農システム構築事業は、伊那市の例により実施する。

ただし、JA及び新市の負担金等によりセンターに会計を設ける。

地区は現行の伊那市の7地区に高遠町及び長谷村を加える。

地区の活動体制は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

水田農業構造改革対策事業

国の施策の動向に対応し、新市においても取り組む。

現在の市町村にある協議会については合併後に統一する。

単独土地改良事業

事業実施主体は新市とする。

対象者は、施設を管理する行政区、土地改良区とする。

新市の負担率は70%、地元負担は30%とする。

ただし、災害復旧工事の、地元負担は15%とする。

用地補償は全額地元負担とする（新市の負担なし）。

事業費は、1カ所につき50万円以内とする。

農作物等有害鳥獣防除対策事業

現在の市町村にある有害鳥獣駆除対策協議会については合併後に統一し、現在の市町村に支部を置く。

新たな協議会に対する負担については、新市において実施する。

有害鳥獣対策に対する補助については、新市において実施する。

対象は、2人（戸）以上の農業者とする。

事業費限度額150万円、補助率は2分の1とする。

2.4 - 7 商工観光関係

中小企業融資制度資金・利子補給制度（中小企業融資あつ旋事業）

中小企業融資制度資金は、新市において統一して実施する。

基金での預託は廃止し、予算による預託方式で運営する。

利子補給制度は、助成期間中のものについては継続して実施する。

新市における利子補給率・保証料補給金については、補助する方向で合併までに調整する。

県制度への保証料は一部を補給する。

担保・連帯保証人については、県保証協会と協議し決定する。

商店街振興施策（中心市街地活性化基本計画）

商店街振興施策は継続して実施し、既存の中心市街地活性化基本計画を当面生かしながら、新市において新たな計画を作成する。

商店街とその周辺地域の活性化を図る。

現行の制度等を生かしながら、新しい支援事業を作成する。

工業振興関係助成（工業振興条例補助金交付）

工業振興のために、現在の事業を継続して支援する。

補助率などの事業内容は、伊那市の例により統一する。

なお、過疎地域自立促進特別措置法の適用となるものは、工業振興条例に一項目を加え、過疎地域自立促進特別措置法を適用する。

対象地域については、新市全体を考える中で見直しを行う。

勤労者生活資金融資

勤労者生活資金融資制度は、伊那市の例により統一する。

商工会議所（商工会）

県で行っている「小規模企業支援のあり方検討委員会」の意見を尊重し、商工会議所・商工会の意向を踏まえ統合するよう調整に努める。

商工業振興のために商工会議所（商工会）と連携して事業を進めるため、現在の支援事業を合併までに調整し継続して実施する。

2 4 - 8 建設関係

市町村道の取扱い・市道路線認定の取扱い

市町村道の取扱い

現行の市町村道は、新市に引き継ぐ。路線の等級は、新市において見直す。

路線の認定

市道路線の認定基準は、次を基本として、合併までに新たな基準を設ける。

- ・日常生活上重要な道路で、幅員が4.0m以上の、公道と公道とを結ぶ道路
- ・通学、通園等に利用する歩道で、幅員が1.5m以上の、公道と公道とを結ぶ歩道
- ・法定外公共物（赤線）で、幅員が1.8m以上の、公道と公道とを結ぶ道路

市町村道の整備

用地補償

- ・用地補償は、路線価、固定資産税評価額及び近傍類似価格を参考にして、その都度決定する。
- ・その他の補償は、県の補償基準に準ずる。

受益者負担金

- ・受益者負担金（地元負担金）の対象となる道路は、受益者が特定される生活道路とし、負担率は、事業費の5%とする。ただし、1戸当たりの受益者負担金には限度額を設けるものとし、合併までに定める。
 - ・市長が特に認めた場合には、受益者負担金の納入を減免することができるものとし、合併後1年以内に基準を定める。
 - ・受益者負担金の対象となる事業費は、工事費、用地費及び補償費とする。
 - ・受益者負担金の対象となる道路は、新市における市道路線認定に併せて定める。
- なお、これらの路線が定められるまでの間は、従前の例による。

道路除雪対策

除雪作業

主要道路の除雪作業は委託又は直営とし、その他の道路は地元住民との協働により行う。

また、合併までに除雪マニュアルを策定する。（除雪対象路線は、現行のとおりとする。）

除雪機械補助

除雪機械補助は、補助率50%、限度額50万円とする。

融雪剤

融雪剤は、地元区から要望があった場合に限り、無料で配布する。

市町村営住宅管理・住宅使用料

市町村営住宅は、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に管理方法を調整する。

住宅使用料は、当面現行のとおりとし、合併後に調整をする。

都市計画区域、都市計画指定等

都市計画区域等（都市計画指定等を含む）は、新市において新たに策定する。

ただし、新計画ができるまでの間は、現行のとおり取り扱うものとする。

24-9 上下水道関係

水道事業

会計については合併時に統一する。

事業については、合併後も当分の間現行のとおりとし、新市における水道事業整備計画等を策定し段階的に事業統合を行い一本化を図る。

給水区域については現行のとおり新市に引き継ぐ。

検針及び料金等徴収については、伊那市の例により統一する。

簡易水道事業

会計については合併時に統一する。

事業については、合併後も当分の間現行のとおりとし、新市における水道事業整備計画等を策定し段階的に事業統合を行い一本化を図る。

給水区域については現行のとおり新市に引き継ぐ。

検針及び料金等徴収については、伊那市の例により統一する。

下水道事業

会計については合併時に統一する。

事業については、建設途中の市町村もあるため、当分の間現行のとおりとする。

建設事業終了後は、速やかに調整を図る。

下水道整備計画

現行のとおり新市に引き継ぐ。

合併後は、効率的な事業運営を図るため、速やかに整備計画を策定する。

上水道料金

現行のとおり新市に移行し、合併後6年目から統一料金とする。

なお、住民負担の急激な変化を避けるため、現在の市町村を単位として、最長5年間で段階的に統一料金に向けた調整を行う。

簡易水道料金

現行のとおり新市に移行し、合併後6年目から統一料金とする。

なお、住民負担の急激な変化を避けるため、現在の市町村を単位として、最長5年間で段階的に統一料金に向けた調整を行う。

公共下水道受益者負担金

建設途中の市町村もあるため、現行のとおり新市に移行し、建設事業終了後速やかに調整を図る。

下水道使用料

現行のとおり新市に移行し、合併後6年目から統一使用料とする。

なお、住民負担の急激な変化を避けるため、現在の市町村を単位として、最長5年間で段階的に統一使用料に向けた調整を行う。

農業集落排水施設加入分担金

現行のとおり新市に移行し、公共下水道事業終了後速やかに調整を図る。

農業集落排水施設使用料

現行のとおり新市に移行し、合併後6年目から統一使用料とする。

なお、住民負担の急激な変化を避けるため、現在の市町村を単位として、最長5年間で段階的に統一使用料に向けた調整を行う。

合併浄化槽設置分担金

現行のとおり新市に引き継ぐ。

長谷村の事業終了までとする。

合併浄化槽使用料

現行のとおり新市に移行し、合併後6年目から統一使用料とする。

なお、住民負担の急激な変化を避けるため、現在の市町村を単位として、最長5年間で段階的に統一使用料に向けた調整を行う。

2 4 - 1 0 学校教育関係

小中学校の通学区域

通学区域は当面現行のとおりとするが、児童生徒数の動向を踏まえ、新市において見直しを行う。

遠距離通学児童生徒補助金

保護者の負担を一定にする必要があることから、通学距離が小学校で4 km 以上、中学校で6 km 以上の児童生徒全員について、原則全額補助を行う。

なお、特殊事情がある地区（山間地等）については、地域の実情を考慮する中で基準を統一する。

スクールバス運行

現行のとおり運行する。

2 4 - 1 1 生涯学習関係

公民館の運営

公民館は現行のとおり9館を設置し、館長及び主事を置き運営する。

公民館運営協議会を設置し、統一的な運営を図る。

ネットワーク化については合併後に検討する。

図書館の運営

現行のとおり新市に引き継ぐ。

ただし、それぞれの図書館の機能等業務内容については、合併までに調整する。

学童クラブ

現行のとおり新市に引き継ぐ。

ただし、入所基準及び運営方法等については、合併までに統一する。

その他

本協定書に記載のない項目については、合併協議会における確認のとおりとする。

今後の経済社会情勢の変化等により、この協定書の協定内容の実施に支障が生じたときは、見直しを行うものとする。

【別紙 1】

高遠町及び長谷村における地域自治区の設置協議書

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第5条の5の規定に基づき、合併前の高遠町及び長谷村の区域ごとに、当該区域を対象とする地域自治区(以下「地域自治区」という。)を設置する。

(名称)

第2条 地域自治区の名称は、高遠町及び長谷とする。

(設置期間)

第3条 地域自治区の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。

(事務所)

第4条 地域自治区に事務所を置く。

2 事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

事務所の名称	位置	所管区域
高遠町総合支所	合併前の高遠町役場の位置	合併前の高遠町の区域
長谷総合支所	合併前の長谷村役場の位置	合併前の長谷村の区域

(所掌事務)

第5条 地域自治区の事務所(以下「総合支所」という。)が所掌する所管区域内の事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 住民生活に直結した各種窓口業務、保健・福祉サービス等に関すること。
- (2) 総合支所の庶務経理及び施設の維持管理に関すること。
- (3) 農林・観光・建設・上下水道施設等の維持管理及び一定基準内の整備に関すること。
- (4) 地域の特性を生かした地域づくり、従来から継続する個性ある施策の実施その他地域振興の推進に関すること。
- (5) 地域組織の振興施策の推進、住民自治支援等に関すること。
- (6) 地域協議会に関すること。
- (7) 前号に掲げるもののほか、総合支所及び地域協議会において所掌することが適当と認められる事務

2 前項の所掌事務に関する個別具体的な取扱いについては、本庁の事務との兼ね合いを考慮し、市長が別に定める。

(区長の設置)

第6条 法第5条の6第1項の規定により、区長を置き、総合支所長と称する。

2 区長の設置期間は、選任の日から10年以内とする。

3 区長の任期は、2年とする。ただし、再任されることが出来るものとする。

4 区長は、新市の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、市長その他の機関及び当該地域自治区の区域内の公共的団体等と緊密な連携を図りつつ、担任する事務を処理するものとする。

(地域協議会)

第 7 条 地域自治区に、地域協議会を置く。

(地域協議会の所掌事務)

第 8 条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、答申するものとする。

- (1) 事務所が所掌する事務に関する事項
- (2) 市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
- (3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市長は、地域自治区に係る次に掲げる重要事項について、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 新市建設計画の執行状況及び変更に関する事項
- (2) 新市の基本構想及び各種計画の策定又は変更に関する事項
- (3) 合併協議項目の合意事項の履行及び見直しに関する事項
- (4) 予算に関するもので重要と認められる事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長その他の市の機関は、前 2 項の意見を勧告し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(地域協議会の組織)

第 9 条 地域協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、当該区域に住所を有する者で、次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 当該地域自治区の区域内の公共的団体等を代表する者
- (2) 識見を有する者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員は、非常勤特別職とする。

(任期等)

第 10 条 委員の任期は、4 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、当該地域自治区の区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(地域協議会の会長及び副会長)

第 11 条 地域協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、地域協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会長及び副会長を解任するものとする。

- (1) 心身の故障のため職務を行うことができないとき。
- (2) 職務上の義務違反があったとき。

(地域協議会の会議)

第 1 2 条 地域協議会の会議 (以下「会議」という。) は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、当該地域協議会の委員の過半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開するものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、地域協議会に諮って、会議を公開しないことができる。

6 前項の規定による会議の公開に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(関係者の出席)

第 1 3 条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第 1 4 条 委員等に、報酬及び費用弁償を支給する。

(庶務)

第 1 5 条 地域協議会の庶務は、第 4 条に規定する事務所において処理する。

(補則)

第 1 6 条 この協議書に定めるもののほか、地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

交通福祉対策

事務事業名	調 整 結 果
廃止路線代替バス運行維持対策	現行のとおり運行する。
循環バス運行事業	<p>現行のとおり運行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の市町村間を結ぶ循環バスの運行については、合併後速やかに運行できるよう関係機関と調整する。 ・公共交通手段のない地区の交通対策については、新たなデマンド交通を検討し、バス路線も含め効率的で利用者の要望に沿った交通手段の確立を検討する。
バス運行維持対策に係る補助	<ul style="list-style-type: none"> ・現行のとおりとする。 ・権兵衛道路開通に伴い伊那と木曾を結ぶバス路線の開設について検討する。
高齢者バス・タクシー利用料金助成	<p>低所得高齢者が、原則として医療機関・公共施設等への通院、通所に利用するバス・タクシーの利用料金の一部を助成する。</p> <p>交付対象者 次のすべての要件に該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市内に在住する75歳以上で介護保険の所得段階が1・2の者 (2) 移送サービス事業(車いす・ストレッチャー車による移送)の対象者でない者 (3) 障害者等タクシー利用助成を受けていない者 <p>助成額 バス主要駅までの距離により1人年額 2,400円・4,800円・7,200円・9,600円・12,000円を100円券で交付する。</p>
移送サービス事業 (外出支援サービス)	<p>寝たきり等のため、車いすやストレッチャーを使用しなければ外出が困難な人が、リフト付き自動車やストレッチャー車で市内及び隣接等の医療機関へ通院したときの移送料金の助成を行う。</p> <p>なお、現在、無料で送迎を実施している機能訓練等については、事業と関連して検討する。</p>
寝たきり老人等通所通院タクシー利用助成事業	<p>助成の対象 福祉タクシー及び福祉有償運送 個人負担金 運賃の1/2の額とする。 ただし上限は1,000円とする。</p>

事務事業名	調 整 結 果
在宅重度心身障害者（児）自動車燃料費補助	<p>合併後も、実施するものとする。対象者は伊那市の基準とし、年間2万円とする。</p> <p>対象者 下肢・体幹機能障害1～3級 視覚・内部障害1級（人工透析を含む） 知的障害者A1 施設入所者・タクシー利用助成者は除く。</p>
重度身体障害者移動支援事業	<p>新市において福祉有償運送を実施する民間団体と調整していく。</p>
在宅重度心身障害者（児）タクシー利用料助成事業	<p>対象者を伊那市の基準とし、年間2万円を限度にタクシー券を交付する。 （自動車燃料費補助若しくはタクシー利用助成のいずれか一方を対象とする）</p>
共同作業所等通所者交通費補助	<p>合併後も実施するものとする。 補助金の額は通所のための交通費の1/2以内とし、最も近い施設を原則とする。交通費の算出については以下のとおりとする。</p> <p>公共交通機関利用者 $1\text{月あたり交通単価} \times \text{通所月数} \times 1/2$</p> <p>自家用車 $\text{距離単価} \times \text{往復距離} \times \text{通所日数} \times 1/2$</p>